

# 文教福祉委員会会議録

1 日 時 令和7年12月10日（水曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時58分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出 席)	委員長	山 名 正 晃	副委員長	小 野 耕 作
	委 員	柴 田 敏 敏	委 員	林 恭一郎
	"	山 田 雅 德	"	萱 野 哲 也
	"	村 木 理 英		
(欠 席)	なし			
(その他出席者)	議 長	三 宅 啓 介		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同主幹	関 藤 克 城	同主任	東 宗 利

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
総合政策部長	入 野 史 也	政策調整課長	林 啓 二 里
総務部長	内 田 和 弘	財政課長	岡 真 里
文化スポーツ部長	柚 木 均	スポーツ振興課長	渡 辺 真 之
生涯学習課長	小 原 靖 子	保健福祉部長	横 田 優 子
保健福祉部参与	白 神 洋	健康増進課長	荒 木 典 子
健康増進課主幹	冷 水 圭 介	福祉課長	小 野 典 子
こども課長	木 田 美 和	長寿介護課長	岡 本 紀 真
教育長	久 山 延 司	教育部長	江 口 弓 俊
教育総務課長	藤 原 直 樹	学校教育課長	村 山 隆 之
学校教育課主幹	伊 藤 隆 広	こども夢づくり課長	大 西 隆

6 付議事件及びその結果

別紙のとおり

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項

別紙のとおり

## 文教福祉委員会審査報告書

令和7年12月10日

総社市議會議長 三宅 啓介 様

文教福祉委員会  
委員長 山名 正晃

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第83号	総社市公民館条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第84号	総社市シルバーワークプラザ指定管理者の指定について	原案を可決すべきである
議案第85号	総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第86号	総社市放課後児童クラブ指定管理者の指定について	原案を可決すべきである
議案第87号	総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第88号	総社市児童発達支援センター指定管理者の指定について	原案を可決すべきである
議案第92号	令和7年度総社市一般会計補正予算（第7号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである

開会 午前10時分

○山名正晃委員長 ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第83号 総社市公民館条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 議案第83号 総社市公民館条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この条例の改正につきましては、地域の実情に即し、昭和公民館の分館区域を一部変更しようとするものでございます。

次のページの改正の前後表を御覧ください。

第2条は、公民館及び分館の名称、位置及び区域を定めるもので、総社市昭和公民館日美分館の区域について、昭和五つ星学園義務教育学区のうち「美袋、日羽、宇山」を昭和五つ星学園義務教育学区校のうち「美袋、日羽」に、水内分館の区域について、昭和五つ星学園義務教育学区のうち「原、影、中尾」を昭和五つ星学園義務教育学区のうち「原、影、中尾、種井の一部」に、富山分館の区域について、昭和五つ星学園義務教育学区のうち「種井、延原、槁」を昭和五つ星学園義務教育学区のうち「種井（総社市昭和公民館水内分館の区域を除く）、延原、宇山、槁」と定めるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例改正は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 これ、先日所管事務調査で説明してくれたことですよね。そのときと変わりないでしょうか。

○山名正晃委員長 生涯学習課長。

○小原靖子生涯学習課長 はい、変わりはございません。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 そういうことでしたら、私からは質疑はありません。以前もう皆さん聞いてますんで。結構です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第84号 総社市シルバーワークプラザ指定管理者の指定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 それでは、議案第84号 総社市シルバーワークプラザ指定管理者の指定につきまして御説明を申し上げます。

総社市シルバーワークプラザは、総社市門田717番地1に所在する高年齢者の就業や福祉の増進に寄与することを目的とした施設でございます。平成18年度から公益社団法人総社市シルバー人材センターに指定管理者として管理をお願いしておりますが、その指定管理が令和8年3月31日で満了を迎えます。本施設の設置目的が当該法人の活動趣旨そのものであること、また現在までの指定期間において同法人により良好で安定した施設の管理運営が行われておりますことから、引き続き公益社団法人総社市シルバー人材センターを指定管理者として再指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 シルバーワークプラザ、いわゆる総社市シルバー人材センターの建物の指定管理ということであります。選定の経緯というところも書いてありますし、総社市シルバー人材センターのホームページにも書いてありますけども、技能研修及び会議等の場であるということもこのシルバーワークプラザの役割だということありますので、総社市シルバー人材センターに今登録されている方、会員の登録の状況であるとか、ここは技能研修もされるという場でありますので、実施状況であるとか、その研修によってどのように会員が活動ができているのかという現状についてお知らせいただきたいと思います。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 山田委員からの御質問でございます。

会員の状況でございますが、令和6年度末で617名の会員となっております。ここ数年600名前後で推移しているという状況でございます。

また、研修の状況でございますが、安全講習会など、剪定や草刈り業務に従事、携わっていただくことも多いかと思いますので、そういう講習会等を開催をしております。

数字等すぐに今持ち合わせておりませんので、また後ほどの御回答でもよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 詳しい研修内容というのは総社市シルバー人材センターの広報紙にもありますので、詳しい数字を持ち合わせてないのであれば、特に御答弁は結構でございます。

この総社市シルバー人材センター、このシルバーワークプラザの指定管理ということで、総社市シルバー人材センターのホームページ等々少し見させていただきました。総社市シルバー人材センターの広報紙、令和7年8月号であるとか、バックナンバー7月号とかでは、どういった研修があって、事業報告というのもなされておりました。収支計算であるとか、そういったことも出しておられました。総社市シルバー人材センターのホームページの中に情報公開というタブがあって、そこにこれまでの事業計画とか、全てそういうものも公開していただいているんですけど、私これを見たところ令和4年度でその公開が止まっているんです。令和4年度で情報公開というのが止まっているというのを当局サイドとしては分かっていて、適切であると判断したため当該団体を指定管理者として選定したものであるというふうに書いていらっしゃるので、そういう部分というのは十分把握をされて、活動等々も把握をされた上で今回出していただいているのかということをお伺いいたします。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 山田委員の御質問でございますが、そういう事実は把握はいたしております。その点につきましては、シルバー人材センターのほうに直ちに公開するようにお伝えしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 先ほど報告で適切であると判断したということでお話しいただいたんですけども、ここ数年の総社市シルバー人材センターの人員です、令和6年度は今お話しいただいたんですが、ここ数年でその人員が例えば増えているのか減っているのか、あと仕事内容というか数がここ数年で増えているのか減っているのか、分かれば教えてください。

○山名正晃委員長 長寿介護課長。

○岡本紀子長寿介護課長 柴田委員の質問でございますが、会員数につきましてはおおむね600人

前後で推移しているというところでございます。今申し上げました令和6年度末が617人、令和5年度末が620人、令和4年度末が597人、令和3年度末で612人という形で、おおむね600人前後ということで、シルバー人材センターとしても会員の獲得に御尽力されてるというところでございます。

実績でございますが、金額ベースで申し上げますと、令和6年度の実績ですが、契約金額が約3億5,600万円という金額になっております。令和6年度の決算としましては前年比が98.6%ということでございますが、過去を見ましてもおおむねそれ同等の数字で推移しているというところでございます。

派遣事業というところを年々強化しているというふうにお伺いしております、そちらの数字は年々上がってきているというふうに状況をお伺いしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第85号 総社市放課後児童クラブ施設条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、議案第85号 総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1枚、次のページの改正前後表を御覧ください。

施設条例におきましては、第2条におきまして各クラブの施設の名称、位置及び定員を定めているところでございます。

今回の改正につきましては、総社中央小学校区放課後児童クラブ施設の増築施設の完成により定員を変更することに伴い、関係条文の整備を行うものでございます。

増築は一部屋50人定員の2階建てで、100人の受入れ増加が可能となるため、定員を改正前の

80人から100人増加の180人とするものでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 これ定員が80人から180人という倍以上になるわけですが、現状今はどういう状態になってるんですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

令和7年度でございますが、令和7年度は従来の施設の80名定員に2支援単位に合わせて一部屋総社中央小学校の教室を借りて3支援単位で運営をしております。その今の在籍児童数としましては、令和7年10月1日現在におきまして80名のところ通年利用者117名が教室の一部屋を借りて運営をしているところでございます。

また、受入れとしましては、通年利用はこれは4年生までの受入れで117名、また長期休業日の利用者も高学年のほうは受入れをしておりまして、それを含めますと148名の登録のほうがある現状です。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 148名ということですから、現状のままでいければ180名で十分対応できるという考え方でよろしいですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の再度の御質問にお答えをいたします。

現状で180名で6年生までの受入れは可能となる見込みであります、ニーズはどれぐらいあるかは計り知れないところです。クラブとしましては、3年生までは確実に取っていって、定員に空きがある限り6年生まで受入れを行うというふうな案内を出している状態です。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 6年生までというと非常に不安定な状態であるというふうに聞き取れるんですけども、そういう状態だということでよろしいですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の再度の御質問です。

現在利用しているぐらいの長期休業日の利用者も通年利用になると仮定した場合は、十分対応は見込めると思っております。ただ、これ実際にこれまで6年生までを通年利用を受入れをしておりませんので、それによっては潜在的なニーズが出る可能性はあるかもしれないというふうに把

握はしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 増築したわけですから、またこれでしばらくの間は対応せざるを得ないという環境が続くと思うんですけども、やはり現状のニーズをきちんと把握してやらないとなかなか投資的に効果が出てこないというふうになりますんで、十分に今後の動向を見ていただきたいと。これでやはりずっと何となく足りてそうな気はしないんですけども、そのあたりも十分に検討していただきたいと思います。

支援員なんですが、支援員は現行の支援員の数から大分増えてくると思うんですけど、対応はいかがですか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 村木委員の御質問にお答えをいたします。

来年度総社中央小学校区の放課後児童クラブは4支援単位になる見込みでございます。その見込みといたしまして、来年度の支援員の人数等も計画として提出をしていただいております。それによりますと、十分運営は今のところ可能というふうに聞いております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 施設自体が増築ということで新しい環境になるわけですから、いろんな問題をこの際含めて解決していただきたいと思います。十分に指導していただきたいと思います。その辺何がありますか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 ありがとうございます。各クラブの現状をしっかりと把握をいたしまして、こちらとしても協力して十分な運営ができるように指導、助言をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 大きくなるということで、ハード面については建物が大きくなったということで御報告があったんですけれども、ソフト面として例えば衛生管理的なところとか、あと災害時のいろんな対応とか、その辺もきちんとされているのかどうか、その辺を教えてください。

職員数については具体的な数字では分からぬということになりますか、すみません、それをお願いします。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 柴田委員の御質問にお答えいたします。

令和8年度の今のところの見込みで中央小学校児童クラブから計画でいただいているものです

と、支援員が12名、補助員が11名の33名の体制というふうに聞いております。

また、衛生や設置の基準におきましては、市で放課後児童クラブの運営基準というものを作成しております。そちらにのっとって各クラブの運営の規約等を作成していただいております。これは、毎年度事業実施の計画の報告、計画書を提出していただいているときに提出をしていただいておりますので、そちらで確認のほうを毎年行っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 柴田委員。

○柴田 敏委員 報告を受けて、適当であるというか、いいということで承認をしているというか、そういう認識でよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 柴田委員の再度の御質問にお答えをいたします。

基準等を必ず守らなければいけないところは、その都度必要な部分がありましたら是正、指導をしているという状況です。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第86号 総社市放課後児童クラブ指定管理者の指定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 それでは、議案第86号 総社市放課後児童クラブ指定管理者の指定について御説明いたします。

総社市放課後児童クラブ指定管理者につきましては、今期の指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了いたします。このたび指定しようとする指定管理者は、現在指定を受け管理運営を行っている各小学校区の運営委員会でございます。

名称及び所在地は、議案の一覧表に記載のとおりです。

また、指定の期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とすることとし、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を得て指定しようとするものでございます。

経緯について少し御説明をいたします。

4ページからの参考資料を御覧ください。

選定の理由といたしましては、選定に係る委員会を設立し、放課後児童クラブ運営方法検討と事業者選定について諮詢いたしました。総社市放課後児童クラブの運営につきましては、放課後児童クラブ施設条例第4条で、地域住民で組織された法人、その他の団体と規定をされております。このことについて、選定委員会から管理運営方法といたしまして保護者や地域との連携、各クラブの実情に応じたきめ細かな保育が期待できることから、公募によらず現指定管理者を指定管理候補者に決定することが適当である。しかしながら、長期的な管理運営の見通しが不透明である運営委員会もあることから、次期指定管理期間は3年間とすることが望ましいとの答申を受けました。

この答申を受け、教育委員会としまして現指定管理者が地域住民の積極的な協力を得て組織されたという成り立ちや協働の経緯などを考慮し、現在の状況及び今後の運営方針等を確認の上、審議した結果、総社市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書の規定を適用し、公募によらず指名方式により現指定管理者を指定管理候補者とすることが適当であり、次期指定管理期間は3年間とすることといたしました。

選定に当たっては、同条例第3条第2項の規定に基づき、指定管理者から提出された申請書等の内容を選定委員会において審議した結果、再指定することが適切であるとの答申があり、教育委員会としましては同条例第4条第1項に規定する要件を満たしていると判断し、指定管理者の候補者に選定をいたしました。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 今回から3年ということなんですか? それは結構かと思うんですけど、この3年になることによって少し事情も御説明していただきましたけれども、例えば5年で事業を進めていくのと3年で進めていくのだと、5年後には事業ができなくなるかもしれないという可能性があって、安定的な継続的な投資であったり、学童はおもちゃがあつたり、何か備品の購入があつたりとか、そういうところもちゅうちょされたりするようなことがないのかなと思ってて、3年にすることによって、理由は分かったんですよ、だけどそれが5年じゃなくて3年になることで運営の仕方、方法で何か支障が来ないのかなって。例えば中央保育所なんか5年であれば5年5年5年ごとで指定管理がどうなんだということで、あれは指定管理がなくなりましたけれども、これも子どもに関することで、これが5年が3年に短くなることによって子どもたちへの放課後の預かりと

いう意味で何か支障がないのかなというふうなところはないんでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の御質問にお答えいたします。

今回3年としましたのは、今後継続的に安定した運営を行っていくということを一つの目的としております。というのも、先行きが不透明な状態で5年間をすることによって、本当に最後の4年目5年目ぐらいが、今でも課題となっている指導員、支援員の不足ですとか、その辺がさらに顕著に現れてきた場合にどう対応するのかというようなところもありまして、各運営委員会と協議しまして3年間の今回指定が望ましいと。また、その3年間の間に今後の放課後児童クラブを各小学校区で安定した運営としていくためにどのような運営の形が望ましいのか、本当に今のままの形で継続して行つていけるのか等の協議を進めていきたいというふうに考えております。

また、予算等の運営のほうにつきましては、やはりこちらでも会計のほうを管理いたしまして適切に執行していただけるように、利用者の子どもたちが不利益を被らないようにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 この問題は、前委員長の頃から、新人の方は分からぬ、会議録見てもらったら分かるんですけども、ずっとこれは問題として継続的に所管事務調査でやってきて、この場にも市長まで呼んで市長の発言を求めて、結果こういうふうな議案が今回出てきたということで、各団体とも話し合った上でのことだとは思うんです。だけれども、事前にはちょっと話はしますけど、各団体、いやうまくやつてあるところもあるよと、地域連携してやつたというところもあれば、やはりちょっと問題があるよと、退職金の問題なんかも過去大きく取り上げられたり、ちょっとブラックボックスになってんじゃないのかという団体も聞いてます。そういうところは認識はあるでしょうか。そちらのほうへ、いやいやちょっとこのお金の使い方がとか、基準に応じてないのに補助金もらってるよとか、そういう話を聞くだけで、僕らはまだ調査には入ってませんし、行ってませんけれども、そういう声もちらほらいただいてはいるんです。今ここにある団体のどこかは言いませんけれども、そういうふうな報告というか情報というものはそちらは把握されているでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 萱野委員の再度の御質問です。

いろいろなトラブル等がありましたら各クラブのほうから相談があつたりとか、また運営委員会のほうからの報告等も受けて、その都度対応や助言のほうはしているという実態です。また、会計報告のほうといたしましては、各運営委員会において監査委員による監査を行い、その結果の報告を毎年受けております。また、市としても監査委員のほうが不定期に抽出したクラブで監査のほうを実施しております。

しかしながら、御指摘のように今後の資金運営で、今回の指定管理におきまして繰越金や積立金が各クラブによってやはり大きな差があるということも把握しております。予算書も毎年出してもらってるんですが、予算に対して明らかに支出が少ない場合や繰越しが多いというような状況は、御指摘のとおりクラブの質の低下等にもつながると思っておりますので、今後は予算を最大限できるように指導していきたいと思っております。

また、次期3年間の指定管理期間におきまして、やはり資金運用の項目ですとか繰越金が適正であるかというようなあたりにつきましても、今後指導監督していく必要があると考えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。そうですね、各団体でもものすごくたまってんだよと、プールされてるんだよというような団体もあって、いやそれが果たしていいのか悪いのかという問題もあります。この事業にこれだけ使ってくれよということでこちらもお渡ししているわけですから、それに基づいてやっていただかないといけないのに、それがプールされて退職金にばんと回るとか、そういうことはあってはならないと思いますし。

これ3年の中でぜひ、今議会でも私言いましたけど、財政援助団体監査をやっていただきたいと思ってます、この3年の中で各団体を。そして、この3年の中できちっと監査委員に監査していたしたことによって適正に運用ができるかどうか、それがやはり次の3年後もやられるというんであれば、それが継続してできる、今言う継続的に事業を行っていくことになるんで、ぜひ財政援助団体監査をやっていただきたいと思います。

これで3年なんですけど、これが監査委員も今いろんなことで忙しいんだろうと思うんですけど、財政援助団体監査を見ると、令和7年度はマザー・ブース浅尾児童クラブ、中央小学校です、令和6年度もやってくれてる、新本小学校。令和5年度まではやってなかつたんです。令和6年度から令和7年度まで財政援助団体監査をやっているんです。でも、1校ずつなんです、年に。これ3年で今回14校受けるんですから、今令和6年度、令和7年度受けたところは日々に受けてるんですけども、それ除いたあと12団体あるんです。12団体あつたら監査をやるといったら、やっぱし年に3年だから4団体ずつはやっていかないと、この運営が間に合わないと思うんですけども、これは監査も忙しけりやできんよと言われたらそうかもしれないんですけど、それはやっぱしこっちの教育委員会部局じゃないところともよく話をして、財政援助団体監査に入ってもらって、適正な運営ができるかどうかというのをチェックしていただきたいと思うんですけど、これは教育委員会から外れる部分もあるとは思いますけれども、そのあたりもそちらでよく調整して答弁いただきたいと思いますけれども。

○山名正晃委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 質問にお答えいたします。

これは教育委員会部門だけではなしに、当局側でも該当することがありますので、また教育委員

会、そして監査委員とも協議をして決定したいと思います。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 くどいようなんすけれども、14団体中の12団体、近々でやつとるところは外すと12団体なんで、これ絶対3年間でやらないと次の運営期間に運営できるかどうか、指定管理が適切かどうかというバロメーターの一つにもなりますんで、これはぜひやっていただきたい。これは僕からの忠告、お願ひです。3年後指定管理ができるかどうかということになりますよ。

以上です。もう答弁は結構です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 すみません、私はこの委員会が初めてなもので、これまで文教福祉委員会の皆さんのがこの放課後児童クラブのことを長い間議論されているというのは承知してますし、会議録見ても分かるんですけども、先ほどの答弁の中で長期的であるとか安定的でというようなことを答弁の中で出ていたと思います。すみません、その経緯が分からないま言ってしまって申し訳ないんですけども、選定の理由のところとかに各クラブの人員構成の現状等を勘案し、指定期間は3年間とすることが望ましいと判断したというふうにあります。長期的、安定的というふうに捉えると、5年が長期的、安定的なんじやないかなというふうに受け止めるんですよね。それを長期的、安定のために3年間にしたという主な理由というのを簡潔に教えていただければと思います。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問にお答えをいたします。

今回の指定管理の更新に当たりまして、各クラブ、まず原則といいますか方針といたしまして、地域で構成された各クラブが今後も続けていきたいということでありましたら、その権利を奪つて、例えば民間の業者に委託するというようなことは極力避けたいというふうに考えております。それを基に各クラブのほうに今後の意向を令和8年度の以降の運営につきまして確認したところ、どのクラブも継続して運営はしていくというお答えをいただきました。ただし、支援員が不足や高齢化をしているという現状から、続けることはできるが、5年先まで果たしてできるかというその先行きまでは安定していけるかどうかの見込みはちょっとまだ分からぬというふうな御意見をいただきまして、5年間の間に運営が立ち行かなくなるというリスクもあることから、3年間の間に今後の次の指定管理に向けて準備を整えたり、もう運営が難しいというようでしたらほかの手だてと一緒に協議していくというような流れで今回3年間といたしております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 ということは、その運営団体が長期的、安定的というよりかは、この放課後児童クラブという事業自体を長期的、安定的にするために、例えばもうギブアップされるところがある

かもしれないところとかは、5年でするずっと行くよりも3年ですばっと短く撤退される方がもしいらっしゃれば、撤退すると。その次の手を短めのサイクルでやっていくことによって、結果的にこの事業自体が長期的に行くんだよということの考え方でよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山田委員の御質問です。

次期がまた同じように3年間になるかどうかはちょっとまだ未確定ではございますが、御指摘のとおり放課後児童クラブという事業自体を安定して運営、継続していくという目的でございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 なければ、私からよろしいでしょうか。

すみません、先ほどありました3年間の中でギズアップというかできなくなるかもしれないというお話もありましたけども、我々前回文教福祉委員会でも提言というかそれをまとめさせていただいて、市長も呼んで、6年生までの受入れですか、例えば委託で民間であるとかいろんなことを考えていくべきではないかというふうなお話はさせていただいておりました。施設の計画も立てていくべきという話もさせていただきました。あれは3年の中でじゃあその運営委員会の方々がどの時点でいやもううちは無理なんですというようなことを出していくというのって、そのタイミングってすごく難しいと思うんです。だから、ここの運営委員会というのはもう長期的に考えて民間の参入を許すだとか、そういったことも考えた上でこの3年間を考えられたのか。そうであれば、ほかの運営委員会のところでも、じゃあ例えば2年目過ぎたあたりでどうですかというような意向を確認していくのかというのを、そういうところまでお話をされてるのかなというのが気になりましたので、お聞かせいただけますか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員長の御質問にお答えいたします。

次期の指定管理に当たりましては、やはり早めから準備というか話し合いを各クラブとしていく必要があると思っております。今回3年としましたのも、事業が安定していくという上で3年としましたので、じゃあ3年後から果たして同じような形で今の運営委員会が運営できるのかというあたりは3年後では遅いと十分思っておりますので、早々に早い段階から全てのクラブと話を進めていく必要があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 もう一度。その中で、では方針を定めなければ、例えば2年目を過ぎたあたりで、いやもう無理なんですと言われたときに、そのタイミングでじゃあ民間の参入を許しましょうかとかというそういうのを考え出すというのはもう遅いというふうにも思うんです。なので、この3年という間で本当を言うとやはり教育委員会、部局、もちろん当局側ですけども、もう新たな手

だてというのを既に考えた上で、僕はこの3年というのがあったときに、5年から3年になったときに、これは新しいところを考えていくんだろうなというふうには思っていました。ただ、やはり当局側の教育部局側もそうですけども、方針というものが定まらなければいけないと思ってるんですけども、そういったところはもう大体のところで考えが定まっているのか、それとももうやはり1年過ぎたあたりで、これで運営委員会のほうに確認をして、ああちょっと難しいんですってなったときに、そこで考えを出していくのか、そのあたりというのをどうお考えですか。

学校教育課長。

○村山 俊学校教育課長 山名委員長の再度の御質問にお答えいたします。

現在のところは各運営クラブがこのまま継続していきたいというような意向がありましたらそれを続けるという前提で、できるだけサポートしていくという前提ですので、3年後からは民間の参入ありきでという設計で持っているというわけでは今のところありません。ただし、もちろんそういうようなクラブが出てきた場合には、こちらとしても対応できる準備も必要だというふうには十分認識して準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 ありがとうございます。

では、他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第87号 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼いたします。議案第87号 総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正につきまして御説明いたします。

この条例改正につきましては、内閣府令により家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等

が改正されたことに伴いまして、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

次のページの改正前後表を御覧ください。

本改正は、第1条から第4条までの4本の条例の一部改正を行おうとするものでございます。

まず、第1条は、総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

主な改正内容ですが、第13条の虐待等の禁止では、施設職員による児童への虐待に関して児童福祉法第33条の10に項が新たに追加されたため、引用条文を改めようとするものでございます。

第18条の利用乳幼児及び職員の健康診断につきましては、第2項におきまして母子保健法第12条、第13条に規定する健康診査等の内容が、家庭的保育事業等が行う利用開始時の健康診断等の全部または一部に相当すると認められ、かつ家庭的保育事業者等がその結果を把握しようとする場合は、当該家庭的保育事業者等が行う健康診断の全部または一部を行わないことができる 것으로するものでございます。

次に、第24条、第30条、第32条、第45条及び第48条の職員につきましては、国家戦略特別区域に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化され、認定を受けた都道府県等におきまして保育士と同様に業務を行うことができ、さらに登録後3年経過かつ一定の勤務経験があれば、全国の都道府県で働くことができる通常の保育士登録を受けられるよう改められたことから、保育士定義に地域限定保育士を含めようとするものでございます。

次に、第2条ですけれども、総社市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第12条の職員では、先ほど御説明いたしました改正内容と同様に、地域限定保育士を保育士定義に含めようとするもの、また第14条の虐待等の禁止では、施設職員による児童への虐待に関して児童福祉法の引用条文を改正するものでございます。

次に、第3条は、総社市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第26条の虐待等の禁止では、施設職員による児童への虐待に関して児童福祉法の引用条文の改正及び認定こども園法等の引用条文を追加するものでございます。

最後に、第4条は、総社市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

第14条の虐待等の防止では、施設職員による児童への虐待に関して児童福祉法の引用条文を改正するもの、第23条の職員では、地域限定保育士を保育士定義に含めようとするもの等でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

議案第87号につきましては以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

柴田委員。

○柴田 敏委員 昨今、子どもの虐待のニュースをよく聞くんですけれども、総社市においてはそういう虐待の事例とかはありますでしょうか、過去に。

○山名正晃委員長 私より申し上げます。

こちらの条例のことに関してなので、それは全体的な話になってしまって、趣旨とは違うかなと思っております。

他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第88号 総社市児童発達支援センター指定管理者の指定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

(「休憩」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 議案第88号の。

(「その前に発言を訂正させてください」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 萱野委員の発言の訂正を求めます。

○萱野哲也委員 訂正します。休憩を取っていただけませんでしょうか。

○山名正晃委員長 では、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時53分

○山名正晃委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

では次に、議案第88号 総社市児童発達支援センター指定管理者の指定についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 失礼します。議案第88号 総社市児童発達支援センター指定管理者の指定につきまして御説明いたします。

総社市児童発達支援センターは、現在の指定管理期間が令和8年3月31日をもって満了いたします。このたび指定しようとする指定管理者は、現在指定を受け管理運営を行っております社会福祉法人総社市社会福祉事業団で、所在地は総社市小寺365番地でございます。

児童発達支援センター総社市立総社はばたき園につきましては、職員と利用者との長期継続的な相互の信頼関係を最も重視し、一人一人の子どもに応じたきめ細かい療育の実施、また専門の知識と経験を有している職員の確保を含めた健全な管理体制の整備などを考慮し、総社市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条ただし書の規定を適用し、公募によらず指名方式により再指定しようとするものでございます。

選定に当たりましては、令和7年8月の文教福祉委員会所管事務調査におきまして児童発達支援センターの指定管理候補者の選定について御報告させていただいておりますが、選定委員会におきまして申請の内容を審査した結果、同条例第4条第1項に規定する要件を満たしていると判断し、当該事業者を指定管理候補者として選定したことから、指定管理期間を令和8年4月1日から令和13年3月31日までとし、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経て指定しようとするものでございます。

議案第88号は以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

山田委員。

○山田雅徳委員 現状について教えていただきたいと思います。この総社はばたき園、選定理由の中にも職員と利用者との長期継続的な信頼関係が最も重視されるというふうに書いています。受入れ人数がどういった状況なのかというのと、スタッフ側の人員体制がどうなっているのかという現状を教えてください。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山田委員の御質問にお答えしたいと思います。

今現状は、総社はばたき園につきましては定員30名になっておりますけれども、利用のほうは今年度、令和7年度は36名の利用となっておるところでございます。

職員配置につきましては、正規、非正規合わせまして今30名の体制でこちらの業務のほうを行つておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 現状についてお答えをいただきました。これはまた総社はばたき園もホームページの中でどういったことをされてるのかというのは見てとれました。その中で、総社はばたき園の

令和6年度の自己評価表というのがあって、それぞれ職員が聞き取りをされているその自己評価表であったりとか保護者の意見の自己評価表で、それは総括表という形でありました。その中で、保護者の意見というのはもうとてもいい回答が多かった、本当にありがたい、助かっているんだというような回答だったと思います。職員側の中でちょっと気になるのが、やはり環境体制の部分で人員体制が少ないであるという、そういったことを書いてありました。あと総社はばたき園自身の総括表の中でも、職員の人員体制のことであるとか園児の人数の割に教室が狭いであるとか、先ほど定員30人に対して36人ということで多く受入れをされているようですが、その人員体制であるとか施設の広さの部分、そういったところが事業所の弱みということで、この事業団は自己評価をされております。ここについての改善の動きがどういうふうに動かれているのかというのを当局市役所サイドとしてはどのように把握をされていて、どういうふうに進めていっていただいているのかということをどう把握されているのか、これをお聞かせください。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山田委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

人員体制は職員30名という形になっておりますけれども、確かに業務のほうがこちらの総社はばたき園業務はありますし、施設の中では児童発達支援とか相談業務、こういったものをさせていただいているところでございます。ある程度職員の兼務という部分も正直あるところがございますので、そのあたり今後財政的なことももちろんございますし、そういった専門職の確保、そういったものも必要となる可能性も出でますので、そのあたり事業団のほうともいろいろ体制のほうは連携を取りながら今後について協議をしていきたいと考えておるところでございます。

また、施設の面積的なところですけれども、医療的ケアの部分で以前拡張したという部分もあるんですけれども、施設のほうでそちらの場所が、部屋が狭いんだというようなことはうちのほうとしましては聞いたことがございませんので、そのあたり事業団、総社はばたき園のほうとそういった施設的なことも含めまして今後話をしていければと考えておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 狹いことに関しては聞いていないという、そういった答弁であったと思いますが、事業所における自己評価総括表には、園児の人数の割に教室が狭いということを書いていらっしゃいますので、そういった部分も含め今回は指定期間を5年間というそういった議案であります。長期的な継続的な活動をしていただくためにも、そういった部分をしっかりと連携を取っていただいて、改善できるものはサポートしていただきたいと、そのように思っております。そのあたりについてのお考えをお聞かせください。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 どうもありがとうございます。山田委員の再度の御質問でございますけれども、令和8年度からまた新たに5年間の指定管理が始まりますので、そのあたり連携を

取りながら行つていきたいと考えております。

また、令和8年度以降は中核機能とかそういった新たな取組もさせていただくように協議をしているところでございます。実際総社市内の事業所の中心となりまして、そういった療育を必要とされる方の中心はもちろんすけれども、事業所の中心ともなりまして、今後新たに進めていければと考えておるところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はございませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 若干ここも大きな問題というか大きな話になるんですけども、そもそもこうした運営、今回の指定管理で5年ですって、さっきも指定管理の話になりましたけど、結局ずっと変わらずこの法人がやる形になってるじゃないですか、公募なくして。というように、結局はもうここにでもらわないといけないというか、ここありきでやっているわけでしょう、実態としては。

じゃあ言うように、中央保育所の件のように5年の指定管理で公募をかけて、こここの園をやってくださいよってなったときに、それはでも困りますわね。さっきから言う5年を継続して、特にこうした保育の事業が法人が変わって先生が変わる、やり方が変わるというようなことになったら、やっぱし大変ですね。だからやっぱり結果としてこの社会福祉法人総社市社会福祉事業団、ここ事業団体というところへ出してる、出してるというかやってもらってるというか、総社市の代表が副市長が兼務をするようになってますんで、結局は総社市の外部団体というか子会社がここをやる仕組みになってるということで、これがいいとか悪いとかじゃなくて、これってずっと5年先も5年後も5年後もこうやって指定管理で更新更新ってしていかないといけないもんなんでしょうか、制度的なものとして。

これもやっぱり考えないと、結局はもうここにやってもらわないと今言うように困るし、ほんでもう5年5年で指定管理で指定管理でって。もともとはこれは総社市、歴史をちょっと僕も誤解があつたらいけませんけれども、間違ってたら、たしか最初は公設でしたよね、だったと思うんです。公がやってて総社市がやってたのがこういう形になったように記憶はして、でもこれがまた5年5年で、この指定管理の在り方そのもの、この総社はばたき園の在り方そのものというのもどういうふうな考えなんでしょう。

今回、いいですよ、指定管理、反対するもんではないんですけど、また5年後にこういうふうになつて。でも、結局変わんないんじゃないですか。変えるってなつたら大変大ごとじゃないですか、保護者も先生が変わると、運営者が変わると。おいおいおいといって。ほいでうまくいくのかって問題になつたときに、またこれ5年後もやるという。この仕組み自体がどうなのかなという疑問があつて。そのあたりをどういうふうな認識を持たれてるんでしょうか、この指定管理について。今回総社はばたき園に限つての話ですけど、いかがでしょう。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 萱野委員の質問にお答えしたいと思います。

こちらの総社はばたき園につきましては、やはり本当長期継続的な信頼関係、ここがもう一番重要なと考えておるところでございます。療育を約5年間、この総社はばたき園で利用されてる方々に対しまして、やはり一人一人に対してきめ細やかに対応していきたい、そういうところがございまして、ここで急遽法人が変わるという形になれば、やはりその環境の変化、一番療育を利用されてるお子様がその環境の変化にすごいシビアになってるところは、保護者も含めてなんですかとも、ございますので、そのあたり環境の変化をいかに少なくした上で5年間の指定管理です、その更新というところも含めながら今後考えていく必要があるのかなというところも今認識させていただきました。どうもありがとうございます。

以上です。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 まず、今言うように環境の変化がということで、ほんなら5年後も同じ答弁になるんですか。環境の変化があるから、また5年後も指定管理をお願いしますという答弁に多分なると思います、5年後も。だから、どつかでこの制度そのものというか、これでいいんだって思うんであれば、5年5年ずっと総社市の団体にやってもらえばいいんですけど、何かちょっと違和感感じる、この指定管理制度そのもの、特にこういった事業。今回課長言われたとおり、またこれをどこかで見直さなければ、見直す必要がなければならないんだという研究されて、それでいいんですけど、また5年後もこういう質問が出たときに、いやもう継続なって、同じ答弁になると思うんですけど、そのあたりを再度質問をさせてください。

○山名正晃委員長 こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 萱野委員の再度の御質問にお答えしたいと思います。

現在考えておりますのが、この5年更新の指定管理というところでございます。確かに萱野委員がおっしゃられるとおり、そういう新しい風ではないですけれども、そういう新たな取組、事業者の考え、そういう持ってるところがもしも今後そういう声を聞きますと、そういう声にはこちらのほうも対応させていただきながら、5年間の指定管理も含めましてどういった形で進めていくのがいいのか、療育自体の今後の在り方も含めまして検討のほうはさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○山名正晃委員長 教育部長。

○江口真弓教育部長 少し補足をさせていただきますと、今萱野委員からの御意見を承りまして、他の自治体とかはこの指定管理期間につきましては5年に限らず、こういった割と特定の事業者に限られるような施設については5年に限らず10年とか20年、といった長い期間で指定管理しているところもございますので、そういうところもちょっと参考に、5年ということをありきの形で

はなく、検討の一つとして今後考えさせていただければと思います。

○山名正晃委員長 萱野委員。

○萱野哲也委員 分かりました。中央保育所はまさにそのとおりで、画期的というか、ああいうふうな形になったんで、こういったところもそういうふうなこともよく研究をしていただいて運営に、保護者もそうですし職員の皆さんも安定的に働く環境づくりをしていただきたいと思います。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 よろしいでしょうか、私から。

すみません、この児童発達支援センターのことに関してなんですが、とても大切な施設だということはとても重々認識しております。その選定理由の中にはあります、先ほど課長の発言にもありました中核機能というのが、もうここには令和6年4月からは中核機能を有するということが義務化されているということもあります。その中の今この児童発達支援センターの中核機能、大きく四つあると思うんですけども、こういった計画、ここの中にも計画をしているってありますか、その具体的な内容というのはもう考えは示されているのでしょうか。

こども夢づくり課長。

○大西隆之こども夢づくり課長 山名委員長の御質問にお答えしたいと思います。

令和6年度から法施行にはなっております。実際今総社はばたき園のほうもそういった中核機能的な業務を実施しておる部分は当然ございます。ただ、それがちょっと表にここまで現れていない状況にもなっておりますので、そこをPRしながら令和8年度以降はさらにそこの中核的機能の部分を拡充いたしまして取り組んでいきたいと考えております。

その四つの機能につきましてですが、まず一つ目が、「幅広い高度な専門性に基づいた発達支援・家族支援機能」といったものがございまして、こちらにつきましては医療的ケアの受入れであるとか誰でも通園制度、こういったものも令和8年度以降想定している部分もございますので、こういったところの取組を今後検討していくといけたらいいかなと考えておるところでございます。

二つ目としましては、「地域のインクルージョンの推進」というものもございます。こちらは、4歳児発達支援の同行であります総合検診・総社ペック、こういった、現在もさせていただいているんですけれども、こういったものを相談窓口というところを中心になりながら実施のほうを拡充していきたいと考えているところも想定しているところでございます。

三つ目としまして、「地域の障害児通所支援事業に対するスーパーバイザーコンサルタント機能」です。こういったものも今現在実施しているところも正直ございまして、こういったものを今後さらに各事業所との連携、人事交流、こういったところも図りながら進めていけたらと考えておるところでございます。

最後、四つ目といたしましては、「地域の発達支援に関する入口としての相談」というところもございます。今現在も実施しておりますけれども、相談支援の窓口、また地域子育て支援センター

出張の相談窓口、こういったところの各関係機関に出向きまして研修の実施であるとか相談の窓口、そういうものを今後考えて実施のほうをしていきたいと、連携を図りながら取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 ありがとうございました。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 では、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

しばらく休憩をいたします。約10分間。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○山名正晃委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第92号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

福祉課長。

○小野玲子福祉課長 それでは、議案第92号 令和7年度総社市一般会計補正予算（第7号）につきまして、本委員会の所管に属するものについて御説明申し上げます。

便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の12、13ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費、第22節償還金、利子及び割引料9,418万円の増額は、過年度に実施した事業の実績額の確定に伴い、収入済みの国、県の負担金等を返還するものでございます。主なものとしましては、生活保護費、障がい者医療費などでございます。

次、第17目マラソン振興費、第18節負担金、補助及び交付金の増額は、総社市と包括連携協定を締結しております明治安田生命保険相互会社様から私の地元応援募金として総社市に寄附の申出がありました82万2,000円をそうじや吉備路マラソンの大会経費として活用しようとするものでござ

います。

次に、第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目障害福祉費の1億1,000万円の増額は、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業及び自立支援給付に係る経費で、第12節委託料2,000万円は日中一時支援事業の利用者の増加によるもの、第19節扶助費9,000万円は障がい福祉サービス給付費の利用の増加により予算に不足が生じる見込みであるため増額するものでございます。

続きまして、同款、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第12節委託料15万円につきましては、子育て世帯訪問支援事業委託料につきまして利用者が当初の見込みよりも多いことから、委託料に不足が見込まれるため増額しようとするものでございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、第12節委託料70万円につきましては、産後ケア事業委託料について利用者が当初の見込みより多いことから、委託料に不足が見込まれるため増額しようとするものでございます。

第2目予防費、第12節委託料610万円の増額につきましては、がん検診及び後期高齢者健診における個別健診の受診者増加による委託料の不足が見込まれることから増額しようとするものでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 次に、歳入について御説明いたしますので、10ページ、11ページにお戻りください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目民生費国庫負担金及び同款、第2項国庫補助金、第3目民生費国庫補助金、一つ飛びまして、第16款県支出金、第1項県負担金及び同款、第2項県補助金、第3目民生費県補助金につきましては、歳出の項で御説明いたしました事業の国、県からの支出金でございます。

戻りまして、第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目衛生費国庫補助金につきましては、マイナンバー情報連携体制整備に伴うシステム改修費の国からの補助額の確定分でございます。

第18款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金につきましては、歳出で御説明いたしました吉備路マラソン実行委員会への御寄附でございます。

第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入、第4節雑入のうち、説明欄一つ目、子どものための教育保育給付費負担金過年度追加交付分及び説明欄の最後、その他雑入464万4,000円のうち増減がございまして、469万円が本委員会の所管に属するもので、過年度の負担金等の確定による追加交付分でございます。

続きまして、第2条債務負担行為の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページにお戻りください。

第2表1、債務負担行為補正（追加）は、全て本委員会の所管に属するもので、一つ目の義務教育学校スクールバス運行委託は、令和8年度のスクールバス運行委託に当たり今年度中に委託契約

を締結する必要があるため、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を1,500万円とし、債務負担行為を設定するもの。二つ目の学校給食用賄材料経費につきましても、令和8年度の賄い材料の一部を調達するために今年度中に契約を締結する必要があることから、期間を令和7年度から令和8年度まで、限度額を1億8,500万円とし、債務負担行為を設定するものでございます。

第2表2、債務負担行為補正（変更）につきましても、全て本委員会の所管に属するもので、水辺の楽校管理運営委託及びきよね夢てらす管理運営委託につきまして、新たに指定管理委託契約を締結するために、人件費等の見直しにより委託料を増額し、限度額をそれぞれ記載の額に変更しようとするものでございます。なお、期間に変更はございません。

以上でございます。

○山名正晃委員長 これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いします。

では、質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 予算書12、13ページで、調書が12、13ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、第5目障害福祉費、事業名が障害者地域生活支援事業並びに隣のページの障害者自立支援福祉サービス給付事業について、補正理由ということでそれぞれ利用者及び利用時間の増加に伴いというふうに書いていらっしゃいます。前年度の決算を見ると、日中一時支援の部分は延べ利用回数が2万8,055回、実利用者486人ということで、九千七百五十何万円でありました。今回執行見込みの部分は前年度よりもかなり多くなっているのじゃないのかなということが見てとれます。そのあたりどれぐらいの何人、何時間なのか何件なのかという、その単位は分からんんですけども、どれぐらい増えているのかというのをそれぞれ日中一時支援と障害者福祉サービスの部分、少し詳細を教えていただければと思います。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 山田委員の御質問にお答えいたします。

まず、日中一時のほうでございますけれども、令和5年度のほうですが年間480人、それから令和6年度については4月から3月までです、488人、令和7年度、これは4月から10月まで既に516人というふうな支給決定になっております。

それから、サービス費のほうでございますが、令和4年度のほうが件数にいたしまして1万2,198件、令和5年度が1万2,960件、令和6年度1万3,404件となっております。今回の令和7年度は、現在の件数、少しお時間いただけたらと思います。申し訳ございません。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。ありがとうございます。どちらも年々かなり増加傾向にあるんだろうなというのは今の報告の中で見てとれました。令和6年度決算のほうに特に障害福祉サービス給付金のほうにも備考欄には年々増加し財政負担が増加しているというふうにも書いていらっしゃることからも、年々増加しているんだろうなということは見てとれるんですけども、これ主な要因としてどういったことが考えられるんでしょうか。それは今回補正でそれぞれ2,000万円、9,000万円と額が大きいもんですから、今後の見込み、見通しというのがどういった感じになっていくのかというのを教えてください。

○山名正晃委員長 福祉課長。

○小野玲子福祉課長 サービス給付費の増えている要因でございますけれども、地域で暮らしている障がい者の数が増加しております。それから、日中活動の場へつながって、グループホームの利用ですとか障がいの方の人口も増えてはおりますし、利用者の数も増えていて、要は施設の中よりも地域で暮らしていけるというような生活の動きがあるので、年々増えていっております。

それで、先ほどの令和7年度9月末までで7,799件となっております。

以上です。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 民生費のほうは終わったので、衛生費のほうでお尋ねをしようと思います。

予算書12、13ページです。調書がまとめて行きますんで16、17ページです。それぞれ行こうか。16ページのほう、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、健康診査事業です。がん検診の増加による委託料の不足ということであります。これも、決算から考えると当初予算からまた今回増やすという、前年度よりも多く数が見込めると思うんですけども、これはどういう状況なのか、受診の増加の状況というのを教えてください。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 山田委員の御質問にお答えさせていただきます。

がん検診の受診の状況ですが、がん検診の受診者数につきましては令和5年度と比較して令和6年度は、どの検診項目とも受診者が増えておる状況がございます。また、令和7年度、今年度につきましては、その中でも医療機関での検診者数が約2割程度増加しているというような状況がございまして、今回補正をしておるところでございます。

また、集団検診のほうは幾分1割程度減少ということで、差引きとしてもやや増加するため、補正予算のほうを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。集団とあと個別のそれぞれ足しても全体的には検診受診者の数が増えているという、そういう理解をいたしました。

以前の決算の部分にも課題として市民が受診しやすい検診体制の整備、これが課題なんだということでありますので、今回の補正を打って検診者が増えたというのは、これは考え方としてはそういった部分の取組ができているという、そういうふうに評価をすると受け止めてよろしいでしょうか。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 山田委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

確かにネットでの予約を以前から始めるとか、市民の方の利用しやすい形、予約形式を行っております。また、個別検診につきましては体制が充実して、市民の選択肢がより広がり、御自身の御都合日程、また受けたい検診科目に応じて選択できるような形で受診者のはうが伸びていっている状況であると考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 分かりました。ありがとうございます。

続けて、調書の17ページ、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、後期高齢者健康診査事業で、これも委託料であります。同じことをお尋ねをいたします。

受診者が増加ということですので、その状況をお聞かせいただきたいのと、こちらも決算の中では受診者を増やすというのが課題であるということでありますので、その状況も含めてお知らせください。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 山田委員の御質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者健診の受診者数につきましては、令和4年度以降、令和5年度、令和6年度、個別健診においても増加、集団健診においても増加している状況がございます。特に個別健診のはうの増加が大きな状況でございまして、各市内の医療機関のこうした体制の充実がそういった受診者の増加につながっているものと考えております。

以上です。

○山名正晃委員長 山田委員。

○山田雅徳委員 お答えをいただきました。どういうふうに判断をしていいのかというのをお聞きしたいんですけども、これはいわゆる該当する方ですよね、後期高齢者と言われる方の受診の数が上がっているということであります。これは、いわゆる後期高齢者とされる方の人口自体が上がっているから受診の数が増えていると考えているのか、それとも受診率が上がっているというふうに考えていいのか、そのあたりは担当課としてどのように捉えていらっしゃいますか。

○山名正晃委員長 健康増進課長。

○荒木久典健康増進課長 再度の御質問にお答えさせていただきます。

受診率につきましても、市で把握している状況では毎年度僅かずつではございますが上昇してい

るものと判断しております。また、特に受診率に影響をするほかの項目として、人間ドックでの費用給付というのがございまして、こちら人間ドックを75歳の高齢者の方で受けられた方で、その給付申請をしていただいた方についてもその健診項目を当然踏まえておればその受診者数にカウントするというような算定を行っておりますので、その人間ドックの費用給付の方についても増えておりますので、トータルとして人数が増えております。

先ほどおっしゃられた高齢者人口につきましても、確かに毎年度幾らかずつ令和4年度から令和5年度、令和6年度にかけて500人ずつ増加しているような状況もございますが、そうした状況を踏まえても市で把握しているその率的にも上がっているということで、受診者、それぞれ啓発普及等今後とも一生懸命取り組んでまいりますが、進んでいっているというような状況であると把握しております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 すみません、民生費に戻りますが、予算書12、13ページ、調書が14ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、児童虐待防止事業についてなんですが、これは当初の見込みよりも利用者が増加したとありますが、当初の利用者の見込み数と現在の利用者数はどうか。また、要支援の世帯というのは具体的にどういった世帯が最近増えてきているのであるとか、またこれらの世帯で実際虐待の疑いがあった場合、どういう対応をしているか、お答えください。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

当初予算のときには3箇月、6人、11時間掛ける1,000円の19万8,000円、いわゆる20万円を当初予算として計上しておりましたが、今年度実際利用した方につきましては、実世帯は3件なんですけれども、延べで102回、延べ時間数203時間ということで、当初の予算を超えているということで現状になりましたので、補正予算を計上したものでございます。

要支援世帯とはというところでございますけれども、育児不安や心身の不調等のため育児や家事を行なうことが困難な世帯の方が要支援世帯として該当されまして、虐待のリスク等の高まりを未然に防ぐことをこの子育て世帯訪問支援事業は想定しておりますので、実際今年度対象になられた方も虐待疑いのあるということを見込んでおりましてのこの訪問事業の介入ということでさせていただいております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 これ非常に難しい問題だと思います。それで、疑いがあった段階でどのような対応ができるかという、担当される方の質というか、その辺を非常にケアしていくべきやいけないもんだと思いますんで、その辺十分丁寧にやっていただきたいと思います。

以上です。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 ありがとうございます。非常にこの虐待リスク等の高まりを未然に防ぐということで、昨今妊娠期からの伴走型支援を行っておりますけれども、非常にハイリスクな妊婦さん、その後の出産、産後も今後虐待リスクの高い産婦という方が増えてきている現状があります。こども課の保健師、それから訪問従事者でお願いしております保健師、助産師との研修を年2回行っておりますけれども、こちらについても非常に対象者ケース一人一人の寄り添った伴走型支援を徹底していくということ、虐待を早期に見つけ、もし虐待該当という場合にはほかの手立てをしていくということを念頭に入れてやっております。ありがとうございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

山田委員。

○山田雅徳委員 すみません、先ほど村木委員の質問に関連してお尋ねをいたします。

調書14ページ、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、児童虐待防止事業ということで、先ほど答弁の中で実態というか3世帯、102回というふうにお答えあったと思います。これ令和6年度の調書になると、令和6年度調書は4世帯で延べ83回というふうに書いてありました。非常にデリケートな話なので、答弁差し控えるということであればそれで構わないんですけども、これ同じ世帯が続けて起きているのか、それとも全然違う、また新たな世帯なのかというのが分かれば、分かる範囲でお答えができる範囲で結構ですので、教えてください。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 山田委員の御質問にお答えいたします。

今年度、実件数でいいますと3件ありますけれども、新規の方もいらっしゃれば継続の方もいらっしゃるということになります。実世帯でいえば3件であるんですけれども、こちらにつきましてこの子育て世帯訪問支援事業が単なる家事、育児の手伝いという一時的な負担解消というものではなくって、家事、子育て支援を通してやはり支援対象者の家族機能、それから養育環境を整えるということを念頭に目的としてやっております。ワンクール3箇月で目標を立ててというふうにケースをしてるんですけども、やはり少しづつ是変化し改善していっているんですけども、今年度の3ケースにつきましては6箇月のスパンで行ったことによって予算のほうが足りなくなってしまったという現状があります。

ですが、この事業につきましては親子等に寄り添ってサポートをする支援、それが一方的な家事援助、それから育児援助ではなくて、保護者の状況、心情を理解してその養育環境、家族機能を整えるということをやっておりますので、こちらのほうは虐待を未然に防ぐ、それから産後鬱、産後の自殺というものを未然に防ぐという意味で大変重要な事業というふうに捉えております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

村木委員。

○村木理英委員 予算書12から13ページ、調書15ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、産後支援事業について、これも当初の見込みより利用者が増えていると、増加しているとあります。当初の利用見込み者数と現在の利用者数をまずお答えいただきたい。

それから、宿泊型、日帰りケア型、訪問型、それぞれありますけども、実施主体はどこなのか、どこでやられてるのか、取りあえずその2点まずお願ひします。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 村木委員の御質問にお答えいたします。

当初の予算でありましたら、委託料としまして114万4,750円を計上しておったところです。こちらについては前年度、令和6年度もかなり利用者のほうが増加しておりまして、申請数55件うち決算額115万9,250円でございました。今年度の利用については、今年度ショートステイの市の助成のほうを1万4,500円から1万7,000円に増額をしたことによりまして、非常に敷居が下がったといいますか、それから産婦人科等からも産後ケア事業を利用するようなお声がけといいますか、そういうしたものもありまして、9月末の時点で申請件数41件で執行額が105万7,000円になってしまったというところもありますので、今回補正予算を計上したものでございます。

実際ショートステイにつきましては、現在26機関の医療機関、産婦人科、助産院、助産所と総社市は委託契約をしております。当初は9箇所だったんですが、現在は26機関ということです。9月末までの利用につきましても、やはりショートステイが一番多く、次いで通所型、それから訪問型というところの利用が、一番多くは短期入所型のショートステイが93万5,000円、9月末時点で助成をしたという現状でございます。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 この産後ケアの問題というのは、これからどんどん増えてくるんじゃないかなと私は思うんですけども、結局里帰りができないであるとか実家との折り合いがよくないとか、そういうケースが今後の事業の増えてくる一番の要因じゃないかなと、そのように考えるんですけども、このケアを受ける時期、この時期がいつの日か終わるわけですよね。終わった後にこれどうするのか、どうなっていくのかというのが非常に気になるんですけど、そのあたり市として何かお考えがありますか。

○山名正晃委員長 こども課長。

○木田美和こども課長 村木委員の再度の御質問にお答えいたします。

この産後ケア事業といいますのは、出産後1年以内ということが母子保健法に規定されております。当初最初のうちは産後4箇月というところだったんですけれども、やはり低出生体重児とか産後鬱も4箇月を超えて発症するということがありまして、1年以内ということになったわけでございます。一番多いのはやはり産後の休養目的でというところで、産後1箇月の方もいらっしゃいま

すし2箇月、3箇月の方もいらっしゃるんですけれども、低出生体重児の方はやはり離乳食を2人分といったところで、産後の6箇月以降から利用される方もいらっしゃいます。それはもう家族のサポートがどれだけあるかによるんですけれども、委員おっしゃられたように1年未満で終わってしまうので、それ以後についてはファミリーサポートセンター事業のほうをお勧めしたりとか、それから少しつどいの広場に参加してみて、双子ちゃんタイムという先輩の双子ちゃんパパ、ママがおられる情報交換の場に行っていただくとか、または兄弟児がいる場合には一時預かりを利用してみるというふうなことも紹介しております。

以上でございます。

○山名正晃委員長 村木委員。

○村木理英委員 答弁を伺った上でも大変なことなんだろうなということは安易に察せられるわけです。結局、9施設から26施設まで協力の施設が増えているということは非常に総社市にとってはありがたいことですし、そのことに十分の感謝を申し上げたいし、さらに密な連携を取っていただいて、産後ケアができるようによろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○山名正晃委員長 他に質疑はありませんか。

萱野委員。

○萱野哲也委員 全体を通じてのことになるんです、予算のことで。ありがとうございました、いろんな説明。うちに、文教福祉委員会に係る部分ありがとうございます。

今の説明は、各課長が答えてくださった部分も信じていいんでしょうか、間違いないんでしょうか。これ今言ったのは、今どうですかって聞いたのは、僕たちはそこで資料も見れなければ、根拠も分からぬんです、実態も。部長や課長が言われることを信じてマルにするかバツにするかなんですよ。今回のそうじゃ地食べ公社の問題も信じてたんですよ。そちらの虚偽ではない、誤解があった、だから私たちは信じてるんです、皆さんことを。それでマルかバツにしてるんで。それで結果こういうことになって、議会としては執行機関に対する監視機能が十分果たされてなかつたことを反省しと提言書にも書いてて、僕はそうは思ってなくて、思ってないです。皆さんが言ったことを信じてマルかバツにしてるんで、そこは信じていいんでしょうか。

今信頼関係という部分で、ここってものすごく議会との信頼関係において重要なことだと思ってて、今回文教福祉委員会のことだけなので、今の皆さんのが説明してくださった予算の内容調書に基づいたものというのは信じていいんでしょうか。

○山名正晃委員長 私より申し上げます。

先ほどの萱野委員の質疑の内容ですが、今予算調書というものもあります。今回補正予算の調書もあります。ここに書かれていることの情報、今これがでているものであり、質疑を通じて今お話がでています。前回決算のときに、我々附帯決議をつけているところで、しっかりと説明をしていただくということも附帯決議をしていると思います。なので、それは全て信じて、信じるというか、

私委員長判断で信じるということはないんですけども、これが全部の説明があった上で今の協議ですので、今の質疑に関しては今この場ではふさわしくないのかなというふうに私は判断いたします。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 改めて他に質疑はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分を採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

この際、お諮りいたします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山名正晃委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時58分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

文教福祉委員会委員長 山名 正晃